

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
11月15日
(火曜日)

目次

告示	一
漁業権に係る登録の抹消(漁政課)	一
公告	一
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	二
柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	二
選管告示	三
政治団体の名称等	三
政治団体の異動事項	三
解散等に係る政治団体の名称等	四
資金管理団体の名称等	四
雑報	四
争議行為の通知	四

山口県告示第六百十六号

次のとおり漁業権の放棄があつたので、平成十七年十月三十一日当該漁業権に係る登録を抹消した。

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

漁業権の番号

免許年月日

漁業権者の住所及び名称

漁業権の放棄
年 月 日

定第四号

平成十五年九月一日

萩市三見三三三三三
三見浦漁業実行組合
組合長 中村嘉男

平成十七年十月三十一日

(六〇五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成十七年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 メンタルヘルス研究所

代表者の氏名 山田 通夫

主たる事務所の所在地 宇部市文京台二丁目一番一号

三 定款に記載された目的

官公庁、学校及び私企業等の団体の要請に応じてカウンセラーの派遣事業を行い、学童、生徒、教師及び従業員が抱える心の悩みに対する適切なアドバイスをを行う等のカウンセリングの実施により学ぶ意欲及び働く意欲の向上を図るとともに、実務を通じたカウンセラーの資質の向上を図り、もって企業等の組織を活性化し、及び社会に貢献すること。

(六〇六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 金子みすゞ顕彰会

代 表 者 の 氏 名 黒瀬 治郎

主たる事務所の所在地 長門市仙崎一一一五番地三

三 定款に記載された目的

金子みすゞの詩心の啓蒙及び金子みすゞに関する資料の収集、展示等を行い、広く市民の文化の向上に資するとともに、地域の恵まれた自然環境及び歴史的背景を活かした「心のふるさと」づくりに貢献すること。

(六〇七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年六月二十八日山口県公告(三六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十一月十五日から同年十二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇八) 柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成十七年十二月二日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

柳井市南町二丁目一〇番二号

柳井市役所四〇一会議室

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する柳井都市計画道路三・四・六古開作線

次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十七年十一月二十五日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十七年十一月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所
 柳井市南町一丁目一〇番一〇号
 柳井市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五〇〇の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年十一月十五日

山口県選挙管理委員会 柳井市 柳井 田 邊 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
上田好寿後援会	高松 幹昌	上田 勝利	山口市秋穂東3216		平成17、10、3
GOGO山口改革隊	酒井 誠夫	下 鐵太郎	〃 春日町3番3号		〃 〃 31
清水基巨後援会	清水 基巨	清水 正子	萩市大字須佐4490		〃 〃 12
純友会	渡辺 純忠	古屋 利樹	山口市吉敷3234の6		〃 〃 5
杉山しんじ後援会	今野 敏明	光永 文亜	〃 富田原町3番25号		〃 〃 3
俄黨後援会	杉山 寿男	杉山 正夫	美祿郡秋芳町大字嘉万1602の1		〃 〃 28
長岡けんたろう後援会	長岡 岳久	浜村 一也	萩市大島186		〃 〃 26
中村実文後援会	杉山 博史	林 正則	美祿郡秋芳町大字嘉万4473の2		〃 〃 21
松富三男後援会	松富 三男	松富美代子	山口市秋穂東3423の1		〃 〃 24

三浦実後援会	三浦 実	江川 修	萩市大字須佐4269		〃 〃
三島よしお後援会	三島 好雄	三島 和代	柳井市神代4826の7		〃 〃 11
躍動する山口を創る会	小澤 克介	楢梨 博一	山口市駅通り2丁目3番23号		〃 〃 7
渡辺純忠後援会	松永 英輔	白井 雅俊	〃 吉敷3234の6		〃 〃 5
渡辺純忠徳地後援会	坂本 昌穂	原 寛	〃 徳地八坂1223		〃 〃 19

山口県選挙管理委員会告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が
 あつた政治団体の躍動事項は、次のとおりである。

平成十七年十一月十五日

山口県選挙管理委員会 柳井市 柳井 田 邊 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党阿東支部	代表者	長岡 正興	百合 義男	平成17、10、21
	会計責任者	萩原 達昭	長岡 正興	
中核都市建設推進議員連盟	事務所	阿武郡阿東町大字生雲中1770の1	阿武郡阿東町大字徳佐上1190	〃 〃 12
	事務所	中核都市建設推進議員連盟 山口市小郡下郷1214の1	小郡町泉中央核都市建設推進議員連盟 吉敷郡小郡町大字下郷1214の1	
日本薬業政治連盟山口県支部	会計責任者	喜藤 芳成	松村 基樹	〃 〃 13
山口県柔道整復師連盟	事務所	山口市小郡御幸町2番3号	吉敷郡小郡町吉御幸町2番3号	〃 〃 4

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会社責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
江原ますお後援会	藤野 和昭	古川 哲郎	下関市豊北町大字滝部4701	平成17、3、31
山下茂生後援会	岡村 賢徳	山下香代子	山口市徳地藤木1107	" " 10、5

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年十一月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備付年月日
三島 好雄	柳井市議会議員	三島よしお後援会	柳井市神代1828の7	三島 好雄	平成17、10、11
渡辺 純忠	山口市長	純友会	山口市指敷3234の6	渡辺 純忠	" " 5



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十七年十一月十五日印刷
平成十七年十一月十五日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

平成十七年十一月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事件
 - (一) 年末一時金の要求に関する件
 - (二) 諸手当の改善の要求に関する件
 - (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- 二 日時

平成十七年十一月十八日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。